



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 5 月 12 日 (木 曜 日) 第 305 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障がい福祉課) 1)
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1) に関する令和4管理年度における知事管理漁
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人の指定…(建築住宅課) 1	獲可能量の変更……………(漁業管理課) 4
○包括外部監査契約の締結……………(監査事務局) 1	○基本測量の終了の通知(3件)……………(管理課) 4
公 告	○入札公告……………4
○毒物劇物取扱者試験の実施……………(薬務対策課) 2	公安委員会規則
○製菓衛生師試験の実施……………(衛生管理課) 2	○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………5
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 2	○若年運転者講習の実施に関する規則……………17
○土地改良区の定款変更の認可(5件)……………(“ ”) 3	○高齢者講習の実施に関する規則……………39
○くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚	○運転技能検査の実施に関する規則……………43
	○運転免許取得者等検査の認定に関する規則……………46
	○運転免許取得者等教育の認定に係る指定に関する規則……………61
	○宮崎県警察の大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則……………65

告 示

宮崎県告示第 331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
医療法人明石会曾根病院訪問看護ステーション	延岡市	延岡市小野町6920-2	延岡市古川町 260番地 1	令和4年4月1日
訪問看護ステーションえん	日向市	日向市大字日知屋古田町12番地2	日向市伊勢ヶ浜 119番地	令和4年4月1日

宮崎県告示第 332号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年5月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
454	県道	都井西方線	串間市大字本城字宮ノ後 10909番1地先から同市同大字字下千野 11016番地先まで	旧	5.1~12.1	314.5
				新	8.9~26.0	314.5

宮崎県告示第 333号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第 112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社GOTO PLUS
宮崎市村角町北原2189番地 1
- 支援業務を行う事務所の所在地
宮崎市霧島2丁目 128番霧島ビル 403

宮崎県告示第 334号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締

結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、令和4年5月12日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 坂元 隆一郎
住所 小林市細野 470番地1
- 2 契約の始期
令和4年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
令和4年8月2日（火曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A ・ A Z Mホール
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
 - (1) 提出方法
持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送（書留郵便に限る。）によることができる。
 - (2) 受付期間
令和4年5月30日（月曜日）から6月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、6月10日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の配布場所
県保健所
- 5 その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部薬務対策課（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第 4 条第 1 項の規定により、令和4年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の期日
令和4年7月29日（金曜日）
- 2 試験の場所
宮崎県防災庁舎（宮崎市橘通東1丁目9番18号）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

- 4 受験願書の受付期間
令和4年5月30日（月曜日）から6月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）
- 5 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料
9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 合格発表
令和4年9月12日（月曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- 8 その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地3
理事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理事	福 田 光 洋	宮崎市大字塩路2935番地1
理事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地1
理事	鈴 木 孝 明	宮崎市佐土原町下那珂2964番地トの10
理事	細 川 洋 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂73番地2
理事	池 田 裕 俊	宮崎市佐土原町下那珂3425番地1
理事	藤 崎 宏 照	宮崎市佐土原町下那珂72番地イ
理事	関 屋 秀 隆	宮崎市佐土原町下那珂3454番地3
監事	伊 東 正 博	宮崎市佐土原町下田島 20444番地 3 県営ひかりヶ丘C団地 101棟 106号

監 事	高 橋 治	宮崎市佐土原町下那珂2965番地 1 11	監 事	奥 野 芳 文	宮崎市古城町古城6220番地
(任期：令和6年3月31日まで)			監 事	福 石 桂 治	宮崎市古城町山ノ城5707番地 3
2 退任した役員			(任期：令和6年3月31日まで)		
2 退任した役員			2 退任した役員		
役 名	氏 名	住 所	役 名	氏 名	住 所
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3	理 事	押 川 安 雄	宮崎市古城町後藤寺迫6386番地
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2	理 事	奥 野 増 博	宮崎市古城町古城6170番地 1
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地	理 事	久米田 重 行	宮崎市古城町持田5012番地 2
理 事	齋 藤 一 利	宮崎市佐土原町下那珂3966番地 1	理 事	鬼 塚 高 幸	宮崎市北川内町垂水西ノ前6144番 地 2
理 事	水 野 修	宮崎市佐土原町石崎 3 丁目 4 番地 12	理 事	押 川 俊 雄	宮崎市古城町長田5803番地
理 事	日 野 政 利	宮崎市佐土原町下那珂79番地 1	監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地
理 事	福 田 光 洋	宮崎市大字塩路2935番地 1	監 事	成 合 美 敏	宮崎市古城町時雨3903番地 1
理 事	外 山 祐 希	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 117	<hr/>		
監 事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、 船引土地改良区（宮崎市）から令和 4 年 3 月 29 日付けで申請のあ った定款の変更を認可した。		
監 事	伊 東 正 博	宮崎市佐土原町下田島 20444番地 3 県営ひかりヶ丘 C 団地 101 棟 1 06号	令和 4 年 5 月 12 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		
<hr/>			<hr/>		
土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、 古城土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。			土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、 庄内土地改良区（都城市）から令和 4 年 4 月 4 日付けで申請のあ った定款の変更を認可した。		
令和 4 年 5 月 12 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣			令和 4 年 5 月 12 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		
1 就任した役員			土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、 梶山土地改良区（三股町）から令和 4 年 4 月 4 日付けで申請のあ った定款の変更を認可した。		
役 名	氏 名	住 所	令和 4 年 5 月 12 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		
理 事	串 間 計 文	宮崎市古城町北田 824番地 2	<hr/>		
理 事	成 合 美 敏	宮崎市古城町時雨3903番地 1	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、 勝岡土地改良区（三股町）から令和 4 年 4 月 4 日付けで申請のあ った定款の変更を認可した。		
理 事	奥 野 啓 士	宮崎市北川内町坂谷4452番地	令和 4 年 5 月 12 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		
理 事	鬼 塚 高 幸	宮崎市北川内町垂水西ノ前6144番 地 2	<hr/>		
理 事	鬼 塚 一 則	宮崎市古城町古城6218番地	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、 蓼池土地改良区（三股町）から令和 4 年 4 月 4 日付けで申請のあ った定款の変更を認可した。		
<hr/>			令和 4 年 5 月 12 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 4 年 4 月 27 日付で次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	13.7トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.6トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.6トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	1.0トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	1.0トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）	14.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）	4.7トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	1.3トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	0.6トン

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業地域

宮崎県全域

3 作業終了日

令和 4 年 3 月 31 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業地域

宮崎県全域

3 作業終了日

令和 4 年 3 月 31 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（機動観測）

2 作業地域

宮崎県えびの市

3 作業終了日

令和 4 年 3 月 31 日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 物品及び数量 トナーカートリッジ等の単価契約

(2) 納入期間 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(3) 納入場所 指定場所

(4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和 4 年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者であること。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。

(4) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速

やかに対応できると認められる者であること。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (7) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を令和4年6月20日(月)午後5時までに下記12の場所に提出(持参又は送付とするが、送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限り、令和4年6月20日(月)午後5時必着とする。)しなければならない。また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 同等品審査について

基準品として示す商品以外の同等品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、令和4年6月20日(月)午後5時までに事前承認を受け、下記12の場所に提出しなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和4年5月12日(木)から令和4年6月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和4年5月12日(木)から令和4年6月20日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期限 令和4年6月22日(水)午後2時
郵送にあっては、令和4年6月21日(火)午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限る。)とする。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和4年6月22日(水)午後2時

9 入札保証金

宮崎県財務規則第100条第2項の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

〒880-8509 宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 電話番号0985-31-0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Unit price contract of a Toner Cartridge and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2023.
- (2) Time limit for tender:
2:00 p.m. 22 June, 2022.
- (3) Contact point for the notice :
Accounting Division,
Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28
Asahi,
Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
TEL:0985-31-0110.

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月12日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

宮崎県公安委員会規則第6号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(臨時適性検査の通知等)	(臨時適性検査の通知等)

<p>第33条 [略]</p> <p>2 法第 102条第4項若しくは第5項又は第 107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は、<u>別記様式第23号の2の2の臨時適性検査通知書</u>により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(講習の実施者等)</p> <p>第37条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>(1) 法第 108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで及び<u>第11号から第14号まで</u>に掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>(2) 法第 108条の2第1項第2号及び<u>第10号</u>に掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が指定した者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(特定任意講習の実施者等)</p> <p>第37条の2 法第 108条の2第2項に掲げる特定任意講習は、<u>次の各号に掲げる区分</u>に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>(1) <u>一般講習</u> 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>(2) <u>チャレンジ講習</u> 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>(3) <u>特定任意高齢者講習(簡易)</u> 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>2 法第 108条の2第2項に掲げる特定任意講習は、<u>宮崎、都城又は延岡の運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署その他公安委員会が指定する場所</u>において行うものとする。</p> <p>(受講の申請等)</p> <p>第38条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 法第 108条の2第14号に掲げる講習(以下「<u>自転車運転者講習</u>」という。)自転車運転者講習受講申請書(別記様式第35号の3の2)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(講習修了証書等の交付)</p> <p>第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>認知機能検査員講習 終了証</u>(別記様式第39号の2)</p> <p>(6) <u>自転車運転者講習 自転車運転者講習終了証書</u>(別記様式第39号の3)</p> <p>(違反者講習の受講期間の特例)</p>	<p>第33条 [略]</p> <p>2 法第 102条第4項若しくは第5項又は第 107条の4第1項の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は<u>別記様式第23号の2の2の臨時適性検査通知書</u>により、<u>診断書の提出命令は別記様式第23号の2の3の診断書提出命令書</u>により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(講習の実施者等)</p> <p>第37条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>(1) 法第 108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで、<u>第11号から第13号まで及び第15号</u>に掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>(2) 法第 108条の2第1項第2号、<u>第10号及び第14号</u>に掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が指定した者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(特定任意講習の実施者等)</p> <p>第37条の2 法第 108条の2第2項に掲げる特定任意講習は、<u>公安委員会又は公安委員会が委託した者が、宮崎、都城又は延岡の運転免許センター、自動車運転免許試験場、警察署その他公安委員会が指定する場所</u>において行うものとする。</p> <p>(受講の申請等)</p> <p>第38条 法第 108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 法第 108条の2第1項第14号に掲げる講習(以下「<u>若年運転者講習</u>」という。)若年運転者講習受講申請書(別記様式第35号の3の2)</p> <p>(15) 法第 108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「<u>自転車運転者講習</u>」という。)自転車運転者講習受講申請書(別記様式第35号の3の3)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第 101条の4第3項に規定する運転技能検査を受けようとする者は、<u>運転技能検査受検申請書(別記様式第35号の6)</u>を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(講習修了証書等の交付)</p> <p>第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>若年運転者講習 若年運転者講習終了証明書</u>(別記様式第39号の2)</p> <p>(6) <u>認知機能検査員講習 終了証</u>(別記様式第39号の3)</p> <p>(7) <u>自転車運転者講習 自転車運転者講習終了証書</u>(別記様式第39号の4)</p> <p>(違反者講習の受講期間の特例)</p>
---	--

第39条の2 令第37条の8第3項第6号に規定する公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(初心運転者講習の受講期間の特例)

第40条 令第41条の2第1項第7号に規定する公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

第39条の2 令第37条の8第3項に規定する第37条の6の5第6号に掲げる公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(若年運転者講習の受講期間の特例)

第39条の3 令第37条の11第7号に規定する公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるものとする。

(1) 若年運転者講習通知の移送が遅れたため、変更した住所地において若年運転者講習を受ける期間が短くなったこと。

(2) 突発的な事由により、公安委員会が若年運転者講習を実施することができないこと。

(3) 風水害、雪害等により、交通に障害が生じていること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ないと認める特別の事情があること。

(初心運転者講習の受講期間の特例)

第40条 令第41条の2に規定する第37条の11第7号に掲げる公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

別記様式第23号から別記様式第23号の2の2までを次のように改める。

様式第23号 (第33条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否
運転免許の保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取 消 し
効力の停止

Table with 2 columns and 4 rows: 適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果, 適性検査の期日, 適性検査の場所, 備 考

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮崎県警察本部運転免許課聴聞係までお問い合わせください。

宮崎県警察本部運転免許課聴聞係
住所 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5
電話 0985(31)0110(内線291)

様式第 23 号の 2 (第 33 条関係)

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される
 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
 が取り消される
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮崎県警察本部運転免許課
 高齢運転者支援係までお問い合わせください。

宮崎県警察本部運転免許課高齢運転者支援係
 住所 宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 5
 電話 0985 (31) 0110 (内線 291)

様式第23号の2の2 (第33条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

宮崎県公安委員会

道路交通法第102条第4項に規定する臨時の適性検査(指定する医師の診断)を下記のとおり通知します。

なお、同条第7項の規定により、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書(要件を満たす主治医の診断書)の提出によることができます。

記

1 適性検査を行う理由

道路交通法第103条第1項第 号 に該当する疑いがあるため

2 適性検査を行う期日(又は診断書の提出の期日)

年 月 日 午前・午後 時 分から

3 適性検査を行う場所(又は診断書の提出による場合の受診場所、予定期日等)

4 その他必要な事項

主治医の受診ができなかった等、予定が変更になった場合は、運転免許課聴聞係(電話0985-27-0100)に連絡し指示を受けること。

5 備考

この通知を受け期日までに、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合(又は医師の診断書の提出がない場合)は、運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は停止」の処分を受けることとなります。

なお、要件を満たす主治医の診断書の提出があっても、これによる判断ができない時は改めて適性検査を行う場合があります。

別記様式第23号の2の2の次に次の1様式を加える。

様式第 23 号の 2 の 3 (第 33 条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住所

の
殿

宮崎県公安委員会

あなたは、一定の病気等のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書(理由とされる事由に係る主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断書に係る検査の結果及び一定の病気等に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
 が拒否される
 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
 が取り消される
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(理由とされる事由に係る主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断書に係る検査の結果及び一定の病気等に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮崎県警察本部運転免許課安全運転相談係までお問い合わせください。

宮崎県警察本部運転免許課安全運転相談係
 住所 宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 5
 電話 0985 (31) 0110

別記様式第35号の2を次のように改める。

様式第35号の2 (第38条関係)

更 新 時	<input type="checkbox"/> 実車あり	臨 時	<input type="checkbox"/> 実車あり
	<input type="checkbox"/> 実車なし		<input type="checkbox"/> 実車なし

高齢者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名 男・女

生年月日 年 月 日生

交付公安委員会	公安委員会														
交付年月日等	年 月 日交付 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>														
運転免許証の有効期限	年 月 日まで有効														
免許証番号	第	<input type="text"/>	号												
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	けん 二
手数料															
備考	高齢者講習通知書の種別 <input type="checkbox"/> い <input type="checkbox"/> ろ <input type="checkbox"/> は 運転免許の一部取消し予定 <input type="checkbox"/> 有 ()														

- 留意事項
- 1 運転免許証及び高齢者講習通知書を添えて提出してください。
 - 2 更新時・臨時の実車あり・なしのいずれかにチェックしてください。
 - 3 備考欄の該当するものにチェックしてください。

別記様式第35号の3の2を別記様式第35号の3の3とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第35号の3の2(第38条関係)

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を申し込みます。

受講年月日	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受講場所				
受講種別				
通知手数料	(収入証紙貼付欄)			
備 考				

別記様式第35号の5の次に次の1様式を加える。

様式第35号の6（第38条関係）

運転技能検査受検申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受 検 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
受検年月日		年 月 日
手数料		
備 考		

別記様式第39号の3を別記様式第39号の4とし、次のように改める。

様式第39号の4（第39条関係）

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮崎県公安委員会

別記様式第39号の2を別記様式第39号の3とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第39号の2 (第39条関係)

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

若年運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和4年5月12日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第7号

若年運転者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。)及び宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号)の規定に基づき、若年運転者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施機関)

第2条 宮崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第108条の4第1項の規定により講習を行わせる場合は、同条第3項及び講習規則第8条の2に定める基準に適合しているものを指定講習機関として指定して講習を行わせるものとする。

(指定講習機関の指定)

第3条 前条の規定による指定については、講習を行おうとする者から指定講習機関指定申請書(別記様式第1号)を提出させて行うものとする。

2 公安委員会は、前項の申請により基準適合と認めて指定をしようとするときは、指定講習機関指定書(別記様式第2号)を指定講習機関に交付するものとする。

3 公安委員会は、前項の指定を行ったときは、当該指定に関する事項を別記様式第3号により公示しなければならない。

(指定講習機関の名称等の変更の届出)

第4条 指定講習機関が、講習規則第4条第1項及び第3項の規定による名称等の変更の届出をするときは、指定講習機関名称等変更届出書(別記様式第4号)に関係書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、講習規則第4条第1項の規定による届出を受理したときは、変更に係る事項を公示しなければならない。

(講習業務規程の認可の申請)

第5条 指定講習機関が、法第108条の6第1項前段の規定により講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書(別記様式第5号)により申請を行うものとする。

2 前項の認可に係る講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書(別記様式第6号)により公安委員会に申請を行うものとする。

(適合命令)

第6条 公安委員会は、法第108条の8の規定により、指定講習機関に対して適合命令及び監督命令を行うときは、指定講習機関適合命令書(別記様式第7号)を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第7条 公安委員会は、指定講習機関に対し、法第108条の9の規定により必要な報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書(別記様式第8号)により行うものとする。

(運転適性指導員審査の申請)

第8条 講習規則第5条第5号の公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査(以下「運転適性指導員審査」という。)を受けようとする者は、原則として指定講習機関の管理者を通じて、運転適性指導員審査申請書(別記様式第9号)により公安委員会に申請しなければならない。

(運転適性指導員審査合格証書の交付)

第9条 公安委員会は、運転適性指導員審査に合格した者に対しては、運転適性指導員審査合格証書(別記様式第10号)を交付するものとする。

(運転適性指導員の解任)

第10条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により運転適性指導員の解任を命じようとするときは、当該指定講習機関に対し、あらかじめ、運転適性指導員の解任を命じようとする理由等について、別記様式第11号により、解任を命じようとする理由等を通知するものとする。

(講習の休廃止の許可等)

第11条 指定講習機関は、法第108条の10の規定により講習の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習の休廃止の許可申請書(別記様式第12号)により公安委員会に申請しなければならない。

(指定の取消し)

第12条 公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関の指定を取り消す場合は、あらかじめ、指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について(別記様式第13号)により、取消しをしようとする理由等を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の取消しを行うときは、指定講習機関に対し、指定講習機関指定取消通知書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、指定講習機関の指定の取消しをしたときは、その旨を公示するものとする。
（講習の通知）

第13条 公安委員会は、法第 108条の3の3の規定により講習の通知を行うときは、若年運転者講習通知書（別記様式第15号）により講習の対象者に通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の通知をしたときは、指定講習機関に対して若年運転者講習受講予定者通知書（別記様式第16号）により通知するものとする。

3 公安委員会は、講習対象者がその住所地を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、若年運転者講習移送通知書（別記様式第17号）により、その者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。
（講習の申出）

第14条 前条第1項の通知を受けた者の講習申出は、若年運転者講習受講申請書（別記様式第18号）により、講習当日行うものとする。
（講習終了証明書の交付）

第15条 指定講習機関は、講習を終了したときは、受講者に対して若年運転者講習終了証明書（別記様式第19号）を交付するものとする。
（公安委員会への報告）

第16条 指定講習機関は、次の各号に該当する事案があったときは、その状況を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（1）講習を終了したとき（若年運転者講習結果報告書（別記様式第20号）により、若年運転者講習受講申請書を添えて報告するものとする。）。

（2）講習指導員が運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたとき。

（3）講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたとき。

（講習済の登録）

第17条 交通部運転免許課長は、講習を行った者については、速やかに警察庁情報処理センターに講習済の登録をしなければならない。
（指導監督）

第18条 交通部運転免許課長は、指定講習機関に対し、講習内容、講習方法、講習用教材の研究開発及び講習効果の測定に努めさせ、講習が適正かつ確実に実施されるよう指導監督を行うものとする。

（実施要領）

第19条 この規則の施行に関して必要な事項については、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

指定講習機関指定申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関の指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	若 年 運 転 者 講 習
講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

第 号

指 定 講 習 機 関 指 定 書

名 称
所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により貴

を指定講習機関として指定する。

講習の種別

若 年 運 転 者 講 習

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

様式第 3 号 (第 3 条関係)

宮崎県公安委員会公告第 号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の4 第1項の規定により、次の者を若年運転者講習に係る指定講習機関として指定したので、次のとおり公表する。

年 月 日

宮崎県公安委員会委員長 氏 名

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

(2) 住所

(3) 代表者の氏名

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称

(2) 事務所所在地

3 講習種別

若年運転者講習

4 指定年月日

年 月 日

様式第 4 号（第 4 条関係）

指定講習機関名称等変更届出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

名 称
代表者

指定講習機関に関する規則第 4 条 第 1 項 の規定による公示事項等の変更の届出をします。
第 3 項

記

- 1 変更する事項（書類の内容）

- 2 変更後の事項（書類の内容）

様式第 5 号（第 5 条第 1 項関係）

講習業務規程認可申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第 9 条第 1 項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可 を受けようとする者 の名称及び住所並び に代表者の氏名	
--	--

備考 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

様式第 6 号 (第 5 条第 2 項関係)

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第 9 条第 2 項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

備考 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

様式第7号 (第6条関係)

第 号

指定講習機関適合命令書

年 月 日

名 称

代表者

殿

宮崎県公安委員会 印

道路交通法第108条の8 ^{第1項}の規定により下記の措置を執ることを命ずる。
_{第2項}

措 置	

様式第 8 号 (第 7 条関係)

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

年 月 日

名 称
代表者 殿

宮崎県公安委員会 印

道路交通法第108条の9の規定に基づき下記のとおり報告・資料の提出を求めます。

記

報告を求める 事 項	
提出を求める 資 料	
報告等の期日 及 び 方 法	

様式第 9 号 (第 8 条関係)

運転適性指導員審査申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
申請者
管 理 者

指定講習機関に関する規則第 5 条第 5 号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査を受けたく、関係書類を添えて申請します。

運転適性指導員審査を受けようとする者の住所・氏名 ・生年月日等	
添付書類等	

様式第10号 (第9条関係)

第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に
規定する宮崎県公安委員会が行う運転適性指導について
の技能及び知識に関する審査に合格した者であることを
証する。

年 月 日

宮崎県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号 (第10条関係)

第 号

年 月 日

殿

宮崎県公安委員会

運転適性指導員の解任を命じようとする理由等について

道路交通法第108条の5第3項の規定による運転適性指導員の解任を命じようとする理由等を下記のとおり通知します。

記

1 解任を命じようとする運転適性指導員の住所及び氏名

住所

氏名

2 解任を命じようとする理由

3 弁明をなすべき日時及び場所

日時

場所

様式第12号 (第11条関係)

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の 一部 休止 全部 廃止 の許可を申請します。

許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	若年運転者講習
休止し、又は廃止しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 の 理 由	

備考 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

様式第13号 (第12条第1項関係)

第 号

年 月 日

殿

宮崎県公安委員会

指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について

第1項
道路交通法第108条の11 の規定による指定講習機関としての指定の取消
第2項

しをしようとする理由等を下記のとおり通知します。

記

1 取り消そうとする理由

2 弁明をなすべき日時及び場所

日時

場所

様式第14号 (第12条第2項関係)

第 号

指定講習機関指定取消通知書

年 月 日

所在地
名 称 殿

宮崎県公安委員会 印

下記の理由により、道路交通法第108条の11 第1項 の規定による指定講習機関としての指定を取消した
第2項
ので通知する。

指定番号	
理 由	

様式第15号 (第13条第1項関係)

若年運転者講習通知書

第 号
年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、若年運転者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限り受けることができます。やむを得ない理由なく若年運転者講習を受けない場合は、道路交通法第102条の3に規定する特例取得免許が取り消されることとなります。

若年運転者講習 を行う理由	あなたは、 年 月 日の交通違反（事故）により、 免許に係る累積点数が 点に達し若年運転者講習の対象者となりました。
若年運転者講習 の場所	
備 考	※ 別紙の注意事項を必ず読んで下さい。

様式第16号 (第13条第2項関係)

若 年 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名

管 理 者 殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施
するよう通知する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許 種別	免許証 番 号	講習指定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号 (第13条第3項関係)

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第18号(第14条関係)

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を申込みます。

受講年月日	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受 講 場 所				
受 講 種 別				
通知手数料	(収入証紙貼付欄)			
備 考				

様式第19号 (第15条関係)

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

様式第20号 (第16条関係)

若 年 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免許証番号	講 習 指 導 員 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

高齢者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 8 号

高齢者講習の実施に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第 105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第 270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第 4 号)及び宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号)に基づき、高齢者講習(法第 108条の 2 第 1 項第 12号に掲げる講習をいう。以下同じ。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(高齢者講習の実施時期)

第 2 条 次の各号に掲げる高齢者講習の実施時期は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 運転免許証の更新を受けようとする者に対するもの 運転免許証の更新期間が満了する日前 6 月以内
- (2) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者及び同項第 5 号に規定する特定取消処分者に対するもの 免許申請書を提出した日前 1 年以内
- (3) 法第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う臨時のもの 通知を受けた日の翌日から 1 月以内

(高齢者講習の実施場所)

第 3 条 高齢者講習の実施場所は、宮崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の管理する場所及び公安委員会から高齢者講習の委託を受けた者(以下「受託講習実施者」という。)の施設とする。

(高齢者講習指導員の要件)

第 4 条 高齢者講習における指導に従事する者(以下「高齢者講習指導員」という。)の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 21 歳以上の者であること。
- (2) 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者(運転免許の効力が停止されている者を除く。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導(法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して 3 年を経過していない者
 - イ 法第 117 条の 2 の 2 第 12 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者
 - ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)第 2 条から第 6 条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者
 - (イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
 - イ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。
 - (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上あるもの
 - (イ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 42 号。以下「改正法」という。)の施行日前にアに該当し、又は令和 4 年 3 月 31 日以前にイに該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(令和 4 年国家公安委員会規則第 5 号)附則第 5 条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する講習を受けていなければならない。なお、当該講習としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を指定すること。
 - ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
 - イ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修(令和 3 年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。))を終了した者

(高齢者講習指導員の選任及び解任並びに業務停止の届出)

第5条 高齢者講習指導員の選任及び解任並びに業務停止の届出は、次により行うものとする。

- (1) 受託講習実施者は、高齢者講習指導員を選任したときは、その者の氏名、住所及び第4条の要件を満たすことを明らかにした高齢者講習指導員選任届出書（別記様式第1号）により、公安委員会に届け出ること。
- (2) 前号の届出は、前条各号（第3号を除く。）に規定する資格要件を証明する書類の写しを添付して提出すること。
- (3) 受託講習実施者は、高齢者講習指導員を解任し、又は期間を定めて当該業務を停止したときは、高齢者講習指導員解任・業務停止届出書（別記様式第2号）により、公安委員会に届け出ること。

（高齢者講習の委託）

第6条 高齢者講習を委託する場合は、法第108条の2第3項及び施行規則第38条の3の規定により、公安委員会が認めた者との間に委託契約によって高齢者講習の委託を行うものとする。

2 前項の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

- (1) 高齢者講習指導員が高齢者講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。
- (2) 高齢者講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材その他の設備を有すること。なお、悪天候等により、実車による指導が困難となる場合がある実施機関については、運転シミュレーター（四輪車用）を有すること。
- (3) 高齢者講習は、本規則及び別に定める実施要領に従って実施すること。
- (4) 高齢者講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (5) 高齢者講習は、選任届出を受けた高齢者講習指導員が行うとともに、高齢者講習指導員に対し随時必要な研修を受けさせること。
- (6) 高齢者講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止等の処分を受けたとき、その他高齢者講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。
- (8) 高齢者講習が本規則及び別に定める実施要領に従って行われなるとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、直ちに高齢者講習の委託契約を解約すること。
- (9) その他高齢者講習の適正な実施に必要な事項

（指導監督）

第7条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、十分な講習水準が維持され、受託講習実施者の行う高齢者講習が適正に実施されるよう指導監督を行うものとする。

2 本部長は、受託講習実施者に対して必要な報告又は資料の提供を求めることができる。

（高齢者講習の実施要領）

第8条 実施要領については、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

高齢者講習指導員選任届出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受託講習実施者名
管 理 者

下記の者を高齢者講習指導員に選任したので届出します。

記

教 習 所 名			
高齢者講習指導員		住 所	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日 (歳)
資 格	運 転 免 許	免許の種類	(普通自動車を運転することができる運転免許)
		取得年月日	年 月 日
要 件		運転適性検査・指導者資格者証交付年月日	年 月 日
		公安委員会の技能等認定年月日	年 月 日
		普通自動車教習指導員資格者証交付年月日	年 月 日
		普通自動車届出教習所指導員課程修了年月日	年 月 日
		新任運転適性指導員研修終了年月日	年 月 日
		運転適性講習指導員研修終了年月日	年 月 日
		運転技能検査員・高齢者講習指導員研修終了年月日	年 月 日

備考 証明書の写しを添付すること。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

高齢者講習指導員解任・業務停止届出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受託講習実施者名
管 理 者

下記の高齢者講習指導員を解任・業務停止したので届出します。

記

教 習 所 名		
高 齢 者 講 習 指 導 員	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
解 任	年 月 日	
	理 由	
業 務 停 止	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
	理 由	
備 考		

運転技能検査の実施に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 9 号

運転技能検査の実施に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）及び宮崎県道路交通法施行細則（昭和 35 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の規定に基づき、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転技能検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（検査の時期）

第 2 条 検査の時期は、法第 101 条の 4 第 3 項に規定する免許証の更新を受けようとする者にとっては、更新期間が満了する日前 6 月以内、法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による特定失効者及び同項第 5 号の規定による特定取消処分者にとっては、免許申請書を提出した日前 1 年以内とする。

（検査の実施者）

第 3 条 検査の実施者（以下「検査実施者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）公安委員会

（2）公安委員会から検査の委託を受けた者（以下「受託検査実施者」という。）

（実施方法）

第 4 条 検査実施者の体制等に応じて、適正な人数で編成されたグループで行う方法のほか、受検者ごとに個別で実施する方法のいずれかで実施すること。

また、高齢者講習における実車による指導と合同で行っても差し支えない。

（実施場所）

第 5 条 原則としてコースにおいて実施することとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないときは、道路又は適切な場所において行っても差し支えない。

（検査員の要件）

第 6 条 検査に従事する者は、法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習における実車による指導に従事する者の要件を備えた者（以下「検査員」という。）が行うこととする。

（設備）

第 7 条 検査を実施するために必要な設備については、次のとおりとする。

（1）普通自動車 検査に使用する所要の普通自動車を必要数整備すること。

また、普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

（2）録画装置等 検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

（3）映像再生機材 録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

（検査の委託）

第 8 条 法第 108 条第 1 項の規定により検査を委託する場合には、次の基準を満たす者との委託契約によって委託を行うものとする。

（1）検査員が、検査の業務を行うために必要な数以上置かれていること。

（2）検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。

（検査の委託の解除）

第 9 条 検査が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに検査の委託を解除することができる。

（証明書の交付）

第 10 条 検査の成績が合格基準に達した者に対しては、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第 1 号）（以下「証明書」という。）を交付すること。

また、検査の成績が合格基準以下の者で証明書の交付を希望する者に対しても、証明書を交付すること。

2 検査実施者は、受検者が証明書を紛失した際に再交付するものとする。

（公安委員会への報告）

第 11 条 受託検査実施者は、次に掲げる事項について、公安委員会に速やかに報告しなければならない。

（1）検査日ごとの検査結果

（2）月ごとの検査の実施状況

（3）検査結果に対する苦情や不服に関する報告 申出者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びに苦情等に対する対応状況

（指導監督）

第12条 公安委員会は、検査の内容及び方法の確認に努め、検査が適正に行われるように受託検査実施者を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託検査実施者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は検査の状況を調査することができる。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

様式第1号 (第10条関係)

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に
において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検し
た者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許取得者等検査の認定に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第10号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第 105号。以下「法」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号。以下「認定規則」という。)の規定に基づき、宮崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う運転免許取得者等検査の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第 2 条 法第 108条の32の 3 第 1 項の認定を受けようとする者は、認定規則第 6 条第 1 項各号の事項を記載した申請書により、公安委員会に申請を行うものとする。

(指定の申請)

第 3 条 前条の認定申請に際しては、認定規則第 4 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 4 号の規定により公安委員会に指定の申請を行うものとする。

2 前項の申請については、認定規則第 1 条各号に掲げる検査(以下「各検査」という。)の種別(以下「検査種別」という。)に応じ、それぞれ当該各号に定める指定申請書により行うものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 指定申請書(認知機能検査同等方法)(別記様式第 1 号)

(2) 運転技能検査同等方法による検査 指定申請書(運転技能検査同等方法)(別記様式第 2 号)

(認定及び指定の審査)

第 4 条 公安委員会は、第 2 条及び第 3 条の規定による認定及び指定の申請があったときは、認定規則第 2 条、第 3 条及び第 4 条に規定する基準に適合しているか否かについて審査を行うものとする。

(指定書の交付)

第 5 条 公安委員会は、各検査を適正かつ確実に行うことができる者として指定したときは、検査種別に応じ、それぞれ当該各号に定める指定書の交付を行うものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 指定書(認知機能検査同等方法)(別記様式第 3 号)

(2) 運転技能検査同等方法による検査 指定書(運転技能検査同等方法)(別記様式第 4 号)

(指定及び認定の取消し)

第 6 条 公安委員会は、前条の規定による指定を受けた者が、第 4 条に定める基準を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。なお、当該指定を取り消したときは、法第 108条の32の 3 第 2 項において準用する法第 108条の32の 2 第 5 項の規定により認定を取り消すものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対して検査種別に応じ、それぞれ当該各号に定める指定取消通知書により通知するものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 指定取消通知書(認知機能検査同等方法)(別記様式第 5 号)

(2) 運転技能検査同等方法による検査 指定取消通知書(運転技能検査同等方法)(別記様式第 6 号)

(認定認知機能検査結果通知書の交付)

第 7 条 法第 108条の32の 3 第 1 項の認定を受け認知機能検査を行う者は、認定規則第 9 条第 1 項の規定により、認定認知機能検査を受けた者に対して、その者が受けた検査の結果に対応した次の各号に掲げる認定認知機能検査結果通知書の交付を行うものとする。

(1) 「認知症のおそれがある」基準に該当しない者 認定認知機能検査結果通知書(別記様式第 7 号)

(2) 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある者 認定認知機能検査結果通知書(別記様式第 8 号)

(認定運転技能検査受検結果証明書の交付)

第 8 条 法第 108条の32の 3 第 1 項の認定を受け運転技能検査を行う者は、認定規則第 9 条第 2 項の規定により、認定運転技能検査を受けた者に対して、認定運転技能検査受検結果証明書(別記様式第 9 号)の交付を行うものとする。

(帳簿の作成)

第 9 条 認定規則第 10 条第 1 項に規定する特定検査を行う者が備えるべき帳簿は、次の各号に掲げる検査種別に応じた検査記録簿とする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 認定認知機能検査記録簿(別記様式第 10 号)

(2) 運転技能検査同等方法による検査 認定運転技能検査記録簿(別記様式第 11 号)

(変更の届出)

第 10 条 認定規則第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による申請書の記載事項又は添付書類の内容の変更については、あらかじめ公安委員会に届出を行うものとする。

(申請書等の提出)

第 11 条 申請及び変更の届出については、交通部運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(報告)

第12条 認定規則第12条に規定する報告については、認知機能検査の実施に関する規程（平成29年宮崎県公安委員会規程第1号）第10条、及び運転技能検査の実施に関する規則（令和4年宮崎県公安委員会規則第9号）第11条を準用する。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

指定申請書
(認知機能検査同等方法)

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 (認知機能検査同等方法) に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

<p>指定申請書 (運転技能検査同等方法)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 (運転技能検査同等方法) に係る業務を適正かつ確実にすることができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 号

指 定 書
(認知機能検査同等方法)

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号の規定により、同規則第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 (認知機能検査同等方法) に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

第 号

指 定 書
(運転技能検査同等方法)

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定により、同規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 (運転技能検査同等方法) に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

指 定 取 消 通 知 書
(認 知 機 能 検 査 同 等 方 法)

年 月 日

住 所

殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

指 定 取 消 通 知 書
(運 転 技 能 検 査 同 等 方 法)

年 月 日

住 所

殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

にんていにんち きのうけん さけつ か つう ちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん さ ねん がつ び
検 査 年 月 日

けん さ ば しよ
検 査 場 所

にんち しよ
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か き おくりよく ほんだんりよく てい か
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじん さ はありますが、か れい により にんち きのう しんたいきのう へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、じぶんじしん じよたい つね じかく して、それに おう
自 身 自 身 の 状 態 を 常 に 自 覚 し て、 それ に 応 じ た
運 転 を す る こ と が 大 切 で す。

き おくりよく ほんだんりよく てい か しんごうむし いちじふていし いほん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、しんろ へんごう あいず おく けいごう
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、こんご うんてん じゆうぶんちゆう い
今 後 の 運 転 に つ い て 十 分 注 意 し て く だ さ い。

うんてんめんきよしよ ころしん て つつき さい
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



様式第7号(第7条関係)

裏面

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

認定認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生年月日

検査年月日

検査場所

総合点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



様式第8号(第7条関係)

りめん
(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てん み まん 36点未満	き おくりよく ほんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
------------------	---

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に
 おいて、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転
 免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者で
 あることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-----------------------	---

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
 又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
 名 称
 管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 10 号 (第 9 条関係)

認定認知機能検査記録簿

自 年 月 日 名称

至 年 月 日 代表者

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 11 号 (第 9 条関係)

認定運転技能検査記録簿

自 年 月 日 名称

至 年 月 日 代表者

番号	氏名 生年月日	住所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

運転免許取得者等教育の認定に係る指定に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第11号

運転免許取得者等教育の認定に係る指定に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許取得者等教育の認定に係る指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（別記様式第1号）により公安委員会に指定を申請しなければならない。

（指定書の交付）

第3条 公安委員会は、申請に係る指定を行うときは、指定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（指定の取消し）

第4条 公安委員会は、指定を受けた者が指定の要件を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとし、指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。なお、指定を取り消したときは、法第 108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">住 所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">申請者</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;"> 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けた いので、申請します。 </p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定により、同規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

宮崎県警察の大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 12 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第12号

宮崎県警察の大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則

(指定の基準等)

第1条 この規則は、道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項の規定による指定は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第4条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第32条の7第2号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当する者により行われるものであること。

ア 普通自動車対応免許（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許をいう。第4項第2号ア（第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ウ 運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。次条第2項第3号において同じ。）であること。

(3) 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

ア 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この条及び次条において「府令」という。）別表第3に定める基準に適合するコース

イ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第6項及び第8項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

(4) 次に定めるところにより行われるものであること。

ア 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

イ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

ウ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

エ 教習時間は、1教習時限につき50分とし、7時限以上行うこと。

オ 教習を受ける者1人に対する1日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。）。

カ 同時にコースにおいて使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。

3 令第32条の8第2号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア及びウ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。

4 令第34条第2項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当する者により行われるものであること。

ア 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第4号の表1の項第1欄イに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ウに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄オに掲げる事項並びに同項第2欄第6号及び第7号に規定する教習効果の確認に係る教習にあっては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

(3) 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

ア 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコース

イ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第7項及び第9項において読み替えて準用す

る場合を含む。)において同じ。)

ウ ア及びイに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

(4) 次の表の第1欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第3欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第1欄 (教習事項の区分)	第2欄 (教習方法)	第3欄 (教習時間)
<p>1 大型自動車の運転に必要な技能に関する事項</p> <p>ア 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作</p> <p>イ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行(坂道における一時停止及び発進を含む。)、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行(ウからカまでに掲げる事項を除く。)</p> <p>ウ 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行(転回を含み、エからカまでに掲げる事項を除く。)</p> <p>エ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行</p> <p>オ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行</p> <p>カ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行</p>	<p>1 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第1欄オ及びカに掲げる事項に係る教習(同欄カに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習(次号において「観察教習」という。))に限る。)は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。</p> <p>2 普通自動車による教習は、府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第1欄エ及びカに掲げる事項に係る教習(同欄カに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を2時限連続して行った後に引き続き2の項第1欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第1欄カに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。)は、同号ニに規定する複数教習(次号において「複数教習」という。))により行うことができる。</p> <p>3 教習を受ける者1人に対する1日の教習時間は、3時限を超えないこと(1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りでない。)</p> <p>4 この項第1欄ア、イ及びオに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄オに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>5 この項第1欄ウ、エ及びカに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄カに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>6 この項第1欄ア及びイに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ウからカまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。</p> <p>7 この項第1欄ウからカまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄アからカまでに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。</p> <p>8 同時にコースにおいて使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。</p>	<p>27時限以上</p>
<p>2 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識</p>	<p>教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p>	<p>2時限以上</p>
<p>備考 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。</p>		

5 令第34条第4項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第4号の表1の項第1欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。

6 令第34条第5項の規定による指定の基準については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「大型自動車」とあるのは「道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」という。))に係る旅客を運送する目的で行う法第85条第11項に規定する旅客自動車(以下「旅客自動車」という。))」と、同号ウ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。

7 令第34条第7項の規定による指定の基準については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項第4号の表1の項第1欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第85条第11項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。

8 令第34条第8項の規定による指定の基準については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「大型自動車」とあるのは「法第75条の8の2第1項に規定する牽引自動車(以下「牽引自動車」という。)によって法第85条第11項に規定する旅客用車両(以下「旅客用車両」という。)を道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」という。)に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車」と、同号ウ中「大型自動車」とあるのは「牽引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車」と読み替えるものとする。

9 令第34条第10項の規定による指定の基準については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項第4号の表1の項第1欄中「大型自動車」とあるのは、「法第75条の8の2第1項に規定する牽引自動車によって法第85条第11項に規定する旅客用車両を道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車」と読み替えるものとする。

(指定の申請)

第2条 届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとするときは、教習課程の指定申請書(別記様式第1号)を宮崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に書類を公安委員会に提出しているときは、書類を重ねて提出することを要しない。

(1) 当該届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り。)

及び履歴書

(2) 指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証及び運転免許証の写し

(3) 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する教習にあっては、指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が運転適性指導員であることを証する書面

(4) コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

(5) 建物その他の設備の状況を明らかにした図面

(6) 普通自動車及び運転シミュレーター一覧表

(7) 教材一覧表

(8) 教習事項、教習方法、教習時間等を定めた教習計画書

(指定書の交付)

第3条 公安委員会は、指定をしたときは、指定書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 指定を受けた教習の課程(以下「特例教習課程」という。)に係る教習を行う届出自動車教習所(以下「特例教習実施施設」という。)を設置し、又は管理する者は、第2条第2項の規定により申請書に添付した書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(修了証明書の発行)

第5条 特例教習実施施設は、特例教習課程を修了した者に対し、修了証明書(別記様式第3号)を発行することができる。

(帳簿)

第6条 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号並びに当該特例教習課程の種別

(2) 特例教習課程に係る教習事項及び当該教習事項について教習を行った年月日

(3) 特例教習課程に係る教習に従事した職員の氏名

(4) 特例教習課程に係る教習を受けた者が当該特例教習課程を修了した年月日

2 特例教習実施施設は、前項の帳簿を当該特例教習課程に係る教習を行った日から3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第7条 前条第1項各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第2項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報告又は資料の提出)

第8条 公安委員会は、この規則を施行するため必要な限度において、特例教習実施施設を設置し、又は管理する者に対し、当該特例教習実施施設の業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し等)

第9条 公安委員会は、特例教習課程が第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第4項（同条第5項、第7項及び第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の基準（当該特例教習課程に係るものに限る。）に適合しなくなると認めるとき、特例教習実施施設を設置し若しくは管理する者が第4条の規定に違反したとき、特例教習実施施設が第5条の規定に違反して修了証明書を発行し若しくは第6条の規定に違反したとき、又は特例教習実施施設を設置し若しくは管理する者が前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その特例教習課程に係る指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

<p>教習課程の指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p>		
指定を受けようとする教習の課程に係る届出自動車教習所の名称及び所在地		
指定を受けようとする教習の課程	道路交通法施行令 <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第32条の7第2号 第32条の8第2号 第34条第2項 第34条第4項 第34条第5項 第34条第7項 第34条第8項 第34条第10項 </td> </tr> </table> に規定する教習の課程	第32条の7第2号 第32条の8第2号 第34条第2項 第34条第4項 第34条第5項 第34条第7項 第34条第8項 第34条第10項
第32条の7第2号 第32条の8第2号 第34条第2項 第34条第4項 第34条第5項 第34条第7項 第34条第8項 第34条第10項		
添 付 書 類		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

第	号
指 定 書	
名 称 所在地	
道路交通法施行令	第32条の7第2号 第32条の8第2号 第34条第2項 第34条第4項 第34条第5項 第34条第7項 第34条第8項 第34条第10項
の規定により上記の届出自動車	
教習所が行う教習の課程を指定する。	
年 月 日 宮崎県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 号

修 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法施行令

第32条の7第2号
第32条の8第2号
第34条第2項
第34条第4項
第34条第5項
第34条第7項
第34条第8項
第34条第10項

の規定による指定を受けた教習の課程を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所 在 地
名 称
管 理 者



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮崎県公安委員会 印

下記の理由により、 の行う道路交通法施行令

第32条の7第2号
第32条の8第2号
第34条第2項
第34条第4項
第34条第5項
第34条第7項
第34条第8項
第34条第10項

の規定による指定を受けた教習の課程について、当該指定を取り消したので通知
します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。